

郵便で住民票等を請求する方法

<鹿角市へ送付するもの>

① 住民票等交付請求書（裏面）

- 日中に連絡がつく電話番号をご記入ください。
連絡がとれない場合、書類一式をお返しする場合があります。

② 手数料（ゆうちょ銀行で購入できる為替または現金書留）

- 手数料が不足の場合はご連絡します。不足分到着後、証明書をお送りします。

【為替の場合】※切手不可

発行から5か月以内の小為替（定額・普通どちらでも可）に何も記載せずにお送りください。

③ 返信用封筒（あて先・あて名を書いて、切手を貼ってください）

- 速達の場合は、普通料金分+速達料金分をご準備ください。
- 郵便料金が不足の場合は、受取人払いとなります。
- 返信用封筒に記入する住所は、本人確認書類で確認できるご本人の住所です。
- 住民票の住所と居所が異なる場合は、本人確認書類に加え、居所での公共料金（電気・水道）のお知らせ・領収書等で居所を確認できれば送付いたします。

④ 請求者の本人確認書類（公的機関発行の身分証明書の写し）

- 個人番号カード(マイナンバーカード)・運転免許証・健康保険の資格確認書・年金手帳など（個人番号カードは、顔写真の面のみのコピーが必要です。また、健康保険の資格確認書や年金手帳の「記号」「番号」の部分はマスキング（黒く塗りつぶす）処理をお願いします。）
- 本人確認書類は送付先の住所の確認に使用しますので、住所が記載されている部分をコピーしてお送りください。

※ 住民票（世帯全員・世帯一部）・住民証明（住民票記載事項証明書）は原則、ご本人または同一世帯人のみ取得可能です。ただし、特別な理由があれば、その旨を使いみち・必要事項へ記載することで取得できる場合があります。

それ以外で住民票・住民証明（住民票記載事項証明書）を取得する場合には委任状が必要になります。

※ 住民票（除票）は原則、ご本人のみ取得可能です。ただし、特別な理由があれば、その旨を使いみち・必要事項へ記載することで取得できる場合があります。

※ 基本情報以外（本籍・筆頭者、世帯主・続柄など）は原則省略となります。ただし、提出先に記載を求められた場合は、請求者様からの申出により交付いたします。

投函からお手元に住民票が届くまで、10日から2週間ほどかかります。（普通郵便の場合）
時間に余裕をもってご請求ください。

< 参 考 >

- 全員 同世帯に住んでいる全員の住民票の写し
- 一部 必要な方のみの住民票の写し
- 除票 転出、死亡などにより除かれた住民票の写し

鹿角市役所の住民票関係請求先

〒 018-5292

住所 秋田県鹿角市花輪字荒田4番地1

宛名 鹿角市役所 市民課 市民窓口班

TEL 0186-30-0221（市民課直通）

住民票等交付請求書（郵便請求用）

鹿角市長様

令和 年 月 日

請求者住所	
ふりがな 請求者氏名・生年月日	Ⓜ (明・大・昭・平・令 年 月 日)
日中連絡先TEL	※電話で連絡がとれない場合、 書類一式をお返しする場合があります。
必要な方との関係	本人・同一世帯人・その他（ ）

※「その他」の方については、委任状が必要になる場合がありますのでお問い合わせください。

必要な方の住所	秋田県鹿角市（花輪・尾去沢・八幡平・十和田 ）字		
必要な方の氏名	□申請者氏名と同じ (明・大・昭・平・令 年 月 日)		
必要な書類		通数	1通の手数料
住民票	世帯全員	通	200円
	世帯一部	通	
	除票 (原則本人のみ請求可)	通	
住民証明 (住民票記載事項証明書)	世帯全員	通	200円
	世帯一部	通	
その他（ ）		通	

下記の表示が必要な方はチェックをつけてください。

- 本籍・筆頭者 世帯主・続柄 (住民票コード マイナンバー ※提出先必須)
 ※ 委任状により住民票コードまたはマイナンバー記載の住民票を取得する場合、本人に送ります。
 ※ 外国人の住民票のとき
国籍・地域 30条45規定区分 在留資格 在留期間等
在留期間の満了の日 在留カード等の番号 カタカナ表記

使いみち・提出先（具体的に）

例・廃車手続きのため、前住所〇〇市〇〇〇〇番地の記載があるもの
 ・亡くなった方に係る年金の手続きのため、請求者〇〇 〇〇が年金事務所へ提出
 ・〇〇 〇〇さんの世帯全員の世帯主・続柄付きの住民票 など

※ 最近2週間以内に戸籍の届出をされた方はお書きください。
 (令和 年 月 日 都道府県 市区町村に届出)
 出生・死亡・婚姻・離婚・転籍・入籍・養子縁組・養子離縁・その他（ ）

※ 使いみち・提出先について、権利または義務が明らかである書類のコピー等を確認する必要がある場合がございます。あらかじめご了承ください。